

平成25年海津市議会第1回定例会

◎議事日程（第4号）

平成25年3月21日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成25年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第6 議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成25年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成25年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成25年度海津市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成25年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第17号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第18号 平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 平成24年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第20号 平成24年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第21号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 海津市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第23 議案第23号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例及び海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて

- 日程第24 議案第24号 海津市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 海津市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第27 議案第27号 海津市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について
- 日程第28 議案第28号 海津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路が満たすべき基準を定める条例について
- 日程第29 議案第29号 海津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第30 議案第30号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第31号 海津市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 日程第32 議案第32号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第33号 海津市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第34号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第35号 海津市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 日程第36 議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第37号 海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第38号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第39号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第40号 使用料等の表記の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第41 議案第41号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第42号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第43号 海津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第44 議案第44号 海津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第45 議案第45号 海津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防

サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について

日程第46 議案第46号 海津市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第47 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について

日程第48 議案第49号 平成25年度海津市下水道事業特別会計への繰入について

日程第49 議案第50号 平成24年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について

日程第50 陳情第4号について

日程第51 派遣第1号 議員派遣について

◎出席議員（16名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	川瀬厚美君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	13番	飯田洋君
15番	星野勇生君	16番	永田武秀君
17番	西脇幸雄君	18番	赤尾俊春君

◎欠席議員（1名）

12番 水谷武博君

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長 松永清彦君 副市長 後藤昌司君

教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡 邊 良 光 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	水 谷 明 寛 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水 谷 辰 巳 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	教育委員会事務局 次長(施設担当)併 総務部財政課課長 (施設担当)	岡 田 健 治 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	菱 田 義 博 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 栄 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議会事務局課長 補佐兼総務係長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

本日の会議に、12番 水谷武博君より欠席の届けが出ておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 六鹿正規君、6番 藤田敏彦君を指名します。

◎議案第2号 平成25年度海津市一般会計予算

○議長（赤尾俊春君） それでは日程第2、議案第2号 平成25年度海津市一般会計予算を議題とします。

さきに予算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長 服部寿君。

〔予算特別委員長 服部寿君 登壇〕

○予算特別委員長（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

委員会の審査報告をさせていただきます。

海津市議会議長 赤尾俊春様、平成25年3月19日、予算特別委員会委員長 服部寿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案第2号 平成25年度海津市一般会計予算、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました案件は、各委員より、御承知のとおり多くの質疑、意見が出されました。その後に起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号について、これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第2号 平成25年度一般会計予算案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

一般会計予算の規模からすれば、スマートインターチェンジ実施計画書策定業務委託料の440万円は、微々たる金額と考えられるかもしれません。しかし、問題の1つに、この予算を審議するに当たり、賛否を判断する材料が本当に十分なのかが問われます。昨年第3回の定例会で、スマートインターチェンジの導入検討業務委託料が賛成多数で可決されましたが、その検討結果はいまだに示されていません。実際に、取付道路などこれからかかる費用はどれくらいに見込まれているかなど、詳細な結果が示され、その内容を十分精査し、判断するのが議会本来のあり方だろうと考えます。今回の審議過程は、議会の形骸化につながり、見過ごせません。

また、何よりもスマートインターチェンジそのものの必要性にも疑問があります。つくるためなら、5キロほど先にもインターチェンジの予定地がある中で、災害時の交通ルートを確保といって、東海環状線インターチェンジ以外では交通ルートが確保できないかのような理由にならない理由をつける事業が、本当に海津市に必要でしょうか。

あれば使うが、必要不可欠かといえばそうではないと考えられる事業に税金を投入することはできません。昨年末に政権が変わったといっても、人々の箱物行政は嫌だという気持ち、コンクリートより人へという願いは変わっていないと思います。

今後、事業費が膨らみ、財政を圧迫させることになるであろうスマートインターチェンジ実施計画書策定業務委託料を予算化するような平成25年度一般会計予算に対して反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） ほか、討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 議員総数15名、起立12名、起立多数です。よって、議案第2号 平成25年度海津市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計予算から議案第50号 平成24年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更についてまで

○議長（赤尾俊春君） 続きまして日程第3、議案第3号から日程第49、議案第50号までの47議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務委員長 飯田洋君。

〔総務委員長 飯田洋君 登壇〕

○総務委員長（飯田 洋君） 総務委員会に付託されました次の案件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今期定例会で本委員会に付託された案件は、3月13日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条の規定により御報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第14号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成25年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第21号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第22号 海津市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第23号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第24号 海津市税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました8案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）の中で、消防施設整備工事406万円の減額内容について質疑があり、城山北分団消防庫182万7,000円と、海西分団消防庫の281万4,000円の入札差金と、吉里分団消防庫の工事追加によるものとの説明がありました。また、それについて委員より、消防庫の工事費が工事予算に対し1割の減額になったことに対して、当初の見積もりに誤差が生じないような予算の執行を望むとの意見がございました。以上でございます。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、文教福祉委員長 永田武秀君。

〔文教福祉委員長 永田武秀君 登壇〕

○文教福祉委員長（永田武秀君） それでは、文教福祉委員会の審査報告をいたします。

海津市議会議長 赤尾俊春様、平成25年3月19日、文教福祉委員会委員長 永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で説明をさせていただきます。

議案第5号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、可決すべきもの。議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第7号 平成25年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。議案第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第12号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第17号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第18号 平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第41号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第42号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第43号 海津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第44号 海津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第45号 海津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定

める条例について、可決すべきもの。議案第46号 海津市新型インフルエンザ等対策本部条例について、可決すべきもの。以上でございます。

なお、審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算については、意見があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、その他15案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算の中で、近い将来の一般会計の繰り出しの見通しについて質疑があり、国民健康保険における高齢者の割合が上がることにより医療費は伸び続け、今後も国保財政は悪化し続けることが考えられるとの説明がありました。

議案第7号 平成25年度海津市介護保険特別会計予算の中で、介護認定を受けると障害者控除を受けることになるが、そのことを案内していないことについて質疑があり、市の介護保険の認定を行っているケアマネが集まるケアマネ全体会議が2カ月に1度あり、そこでPRするとの回答がありました。

議案第8号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計予算の中で、海津市の後期高齢者の人口と1人当たり広域連合へ幾ら支払っているかの質疑には、2月末で4,672人の方が加入し、広域連合の資料で、平成25年度1人当たりの保険給付費は80万852円と算定がされていますとの説明がありました。

議案第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算の中で、日日雇用職員の健康診断で年齢に関係なく行ってもらっているかの質疑には、当施設は年2回受けることが義務づけられ、実施しているとの説明がありました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、産業建設委員長 伊藤秋弘君。

〔産業建設委員長 伊藤秋弘君 登壇〕

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） それでは、委員会審査の報告をいたします。

海津市議会議長 赤尾俊春様、産業建設委員会委員長 伊藤秋弘。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案、件名、結果の順に報告させていただきます。

議案第3号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第4号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平

成25年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成25年度海津市下水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に関する事項、可決すべきもの。議案第19号 平成24年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第20号 平成24年度海津市下水道事業会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第26号 海津市市道の構造の技術的基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について、可決すべきもの。議案第28号 海津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路が満たすべき基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第29号 海津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、可決すべきもの。議案第32号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市下水道事業給水条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 海津市下水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、可決すべきもの。議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第37号 海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第38号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第39号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第40号 使用料等の表記の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、可決すべきもの。議案第48号 市道路線の廃止及び認定について、可決すべきもの。議案第49号 平成25年度海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。議案第50号 平成24年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました25案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今回お尋ねしておきたいのは、議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する事項のうち、7款商工費、1項商工費、今回補正がありませんが、目3観光費の中で、2月の全員協議会において、産業経済部の大倉部長から新聞広告について御報告がございました。東海3県で41万5,000部発行の朝日新聞に、今回「八重の桜」の中の容保公について、海津市の高須藩松平家の観光PRというお題目で、新聞紙上をお願いすることを申し上げられました。費用は、合わせもって120万と聞き及んでおりますが、このことについて、当時、委員会の中でその細部の説明があったのかどうか、とりあえずお尋ねしておきます。

○議長（赤尾俊春君） 1番 伊藤秋弘君。

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） 委員会におきましては、そのことについての細部説明はございませんでしたし、その件については一切委員会としては触れておりません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議長の裁量の中でお願いしたいんですが、いよいよこの3月末をもって平成24年度予算が終結いたします。せんだっての会派代表者質問の中で、市長は24、25年だろうと思うんですが、3月末から4月にかけて、紙面で紹介いただけるようなお答えがされております。いわゆるこれについては、予算が伴ってまいりますので、その予算の概要について、当然議会に説明する義務があるのではなからうかと私は考えます。

いわゆる地方自治法の208条では、会計年度及びその独立の原則というのがあります。それから210条では、総計予算主義の原則もあります。それから、予算の内容については、215条で定めております。

今回のこの予算については、当時、大倉部長のほうからは、商工観光費の中で支払うように全員協議会での説明がありました。したがって、今後、どういう対応をしていくのか、この辺の説明を私は求めたいと思いますが、議長の判断はいかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） ただいま星野議員からの質問といたしますか、裁量権でどうかという御指摘がありましたが、海津市議会の会議規則第41条によりますと、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑する

ことはできませんということになっております。ゆえに、執行機関への質疑は、委員会付託前に終結しているということでございますので、議案付託前の状態に逆戻りすることになりますので、私は認められないのではないかと思いますので、お願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 当然、会議規則にはそう定めております。承知しておりますが、いわゆる執行部側から執行権を、手を挙げて、今回の予算の中で事業を推進していく。ところが、市長の一般質問のお答えの中では、取り上げていただけることとなっております。これは、産業経済部長が当初申された、お金が要らないとも判断できるわけです。

したがって、予算の補正はありませんので、そのことについてではなく、今の状況下を説明する義務があるのではなかろうか。義務、いわゆる執行権者として説明責任を私は申し上げておる。議員は、そのことについて周知をする権利を有しておる。義務と権利のことですので、いわゆる今回の報告に対する質疑ではなく、執行部として説明責任があることを議長はどう思われますかと聞いておるんですよ。したがって、このまま行ってしまうと、予算がない以上、予算執行されると問題ではなかろうかと。そこに到達したので、申し上げております。あとは議長裁量で結構でございますので、進行してください。よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） ただいまの質疑に対してお答えをいたします。

今回の議員の御指摘でございますが、会議規則上の判断をしたいと思っておりますので、まことに申しわけございませんが、今回は、それに対する答弁といえますか、執行部の答弁は求めないということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

ほか質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

議案第3号から議案第5号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第3号から議案第5号までの3議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第5号までの3議

案につきましては、一括採決いたします。

議案第3号から議案第5号までの3議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成25年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第4号 平成25年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第5号 平成25年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、以上3議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第6号の国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

この特別会計については、国民健康保険税の税率に異議がありますので、議案第25号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案に対する反対討論としても述べさせていただきます。

平成24年度の税率改定について、国民健康保険運営協議会では一度に税率を上げると一気に負担が重くのしかかるということで、平成24年度、25年度にわたって引き上げるほうがよいとした答申が出されました。当初に示された案を見直しながら引き上げの税率を抑えたこともあり、やむなしとして反対はしませんでした。今回、平成25年度の税率改定の折に、医療給付費の伸びを勘案しながらも、前年度の国民健康保険運営協議会の考え方を尊重され、税額ベースを5.5%引き上げという中で、3つのパターンで答申案が示されました。そこには、わずかながらも応能負担分としての所得割の引き上げを高目にし、応益負担分の被保険者均等割、世帯別平等割を抑えるケースも提示されていましたが、そのケースは選択されませんでした。

税は、能力に応じて納めることが本来の姿であると考えますので、税率を引き上げるにしても、応能負担分を高目にし、応益負担分を抑えることこそが重要だと考え、今回の国民健康保険特別会計予算及び税率の改定に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） そのほか、討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 議員総数15名、起立者12名、起立多数です。よって、議案第6号 平成25年度海津市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号から議案第15号まで、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第7号から議案第15号までの9議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第15号までの9議案につきましては、一括採決いたします。

議案第7号から議案第15号までの9議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成25年度海津市介護保険特別会計予算、議案第8号 平成25年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成25年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成25年度海津市水道事業会計予算、議案第11号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第12号 平成25年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第13号 平成25年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 平成25年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第15号 平成25年度海津市羽沢財産区会計予算、以上9議案につきましては、委員長報告のとおり原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長のほうのとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 議員総数15名、起立者15名、起立全員です。よって、議案第16号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第7号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第24号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第17号から議案第24号までの8議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第24号までの8議案につきましては、一括採決いたします。

議案第17号から議案第24号までの8議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 平成24年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成24年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第20号 平成24年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第21号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 海津市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第24号 海津市税条例の一部を改正する条例について、以上8議案につきましては、委員長報告のとおり原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 議員総数15名、起立者12名、起立多数です。よって、議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号から議案第50号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第26号から議案第50号までの24議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第50号までの24議案につきましては、一括採決いたします。

議案第26号から議案第50号までの24議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。議案第26号 海津市市道の構造の技術的基準を定める条例について、議案第27号 海津市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について、議案第28号 海津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路が満たすべき基準を定める条例について、議案第29号 海津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、議案第30号 海津市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第31号 海津市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、議案第32号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第33号 海津市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案第34号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第35号 海津市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第37号

海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第38号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号 使用料等の表記の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第41号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について、議案第42号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号 海津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第44号 海津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第45号 海津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について、議案第46号 海津市新型インフルエンザ等対策本部条例について、議案第48号 市道路線の廃止及び認定について、議案第49号 平成25年度海津市下水道事業特別会計への繰入について、議案第50号 平成24年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について、以上24議案につきましては、委員長報告のとおり原案のとおり可決することに決定しました。

◎陳情第4号について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして日程第50、陳情第4号についてを議題といたします。

平成24年海津市議会第4回定例会において、産業建設委員会に審査を付託し、継続審査となっておりました陳情第4号について、委員長からの審査結果の報告を求めます。

産業建設委員長 伊藤秋弘君。

〔産業建設委員長 伊藤秋弘君 登壇〕

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） それでは、報告させていただきます。

海津市議会議長 赤尾俊春様、産業建設委員会委員長 伊藤秋弘。

陳情審査報告書。

本委員会に平成24年第4回定例会に付託され、継続審査となっていた陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第141条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第4号、受理年月日、平成24年11月27日、件名、国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書、陳情者住所、三重県桑名市大字福島465、陳情者氏名、国土交通労働組合東海建設支部桑名分会 分会長 川尻耕成、国土交通省管理職ユニオン中部支部木曽川下流分会 分会長 大野克典。

審査の意見、本陳情について慎重に審査した結果、昨年の政権交代により、コンクリートから人への公共事業削減の方針から、公共事業が増えていく現在の状況でございます。また、

当市としても、市長が地方を守る会の会員となり「地方整備局並びに地方経済産業局を一部の広域連合に移管することに反対する決議」を提出している等の状況をかんがみ、「不採択とする」結論に達しました。

ちなみに、この関係市町村6市町村ございますが、この会員となっている桑名市及び愛西市の議会は、この陳情書を不採択するという結論を出しているということで、御理解いただきたいと思います。

審査結果、不採択とすべきものとする。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 済みません。委員会の意見というところの中で、これはよくわからない。この委員会の意見というのが、いま一步読めてこないんですけれども、コンクリートから人への公共事業削減の方針から公共事業が増えていくという状況があるというふうになっておりますけれども、これは方針転換があったというふうに読み解けということでございましょうか。もうちょっとわかりやすい意見書の内容にしていきたいなというふうに思うのと、それとともに、地方整備局並びに地方経済産業局を一部の広域連合に移管することに反対する決議を提出しているというふうだったら、ここの中にもそういう移管をするのがあかんのやないかということを行っているわけですから、議会のほうも同じように採択して、充実を求めてもよいのではないかなと思うんですけれども、これはどういう意味でしょうか。もう一度お願いします。

○議長（赤尾俊春君） 1番 伊藤秋弘君。

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） コンクリートから人への公共事業の削減といいますのは、現在、民主党から自民党にかわったということで、政府が3年前の公共事業のベースに戻すということでございますので、陳情書にございますような、いわゆる職員の削減とかそういうことは進められていない、いわゆるこの陳情書を受け取ったときと事情が変わっているということでございます。

それから、地方を守る会の、要するに意見書といいますか、決議書を出しておるわけですね、この首長会で。それは国と地方の間にもう1つの組織をつくって、そこへ公共事業等の、現在国交省で直轄でしている事務を広域で団体をつくり、そこへもう1つ投げるということで、いわゆるこの出されております陳情書とは意味が違うわけでございます。以上です。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 済みません、やっぱりちょっと聞いても、いま一步よくわかりかねるんですけども、どちらにしてもちょっと討論までは組み立てられないので、ここで反対の表明をしながら、お話ししたいと思うんですけども、やはりこの中にあるような東日本大震災とか豪雨などの問題でも、人が本当にいてこそその復旧・復興というふうなことも書かれていますので、そういった意味でも、議会としてこうした陳情書に対してのお応えをして、意見書を出してもいいのではないかと思い、先ほどのこの委員会の意見の何かわからないような状況をお尋ねしたということでございます。

○議長（赤尾俊春君） ほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情第4号について、採決をします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件については、これを委員長報告のとおり不採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議ありでございますので、起立採決をいたします。

委員長報告に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 議員総数15名、起立者13名、起立多数でございます。委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第51、派遣第1号 議員派遣についてを議題とします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（青木 彰君） 議員派遣について御説明させていただきます。

派遣第1号 議員派遣についての裏面、議員派遣一覧表をごらんいただきたいと思います。

目的、場所、期間、議員の順に説明させていただきます。

目的、平成25年度薩摩義士頌徳慰霊祭、姉妹都市交流のため。場所、鹿児島県鹿児島市と

霧島市。期間、平成25年5月24日から25日。議員、伊藤秋弘議員、山田武議員、松岡光義議員、星野勇生議員。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第1号の議員派遣についてお諮りします。本案件について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成25年海津市議会第1回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前10時03分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成25年 3 月 21 日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 六 鹿 正 規

署 名 議 員 藤 田 敏 彦